## 産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について

実施主体名 みちのく環境管理規格認証機構

差異事項の具体的な内容 差異事項に適合するために地域版EMS事務 地域版EMSの審査員と 局及び事業者が追加的に作成、提出すべき書 事務局がこれを確認する ための方法等 「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相 互認証附属書」 ■資料5「みちのくEMS 次の規程により、必ず把握する項 6.1.2 環境側面 目として、二酸化炭素排出量、受 対象範囲における事業活動に伴う環境負荷 審査要領 | P24 託した産業廃棄物の処理量、廃棄 を把握し、環境に大きな影響を与えている環 「6.1.2 環境側面」のチ 物排出量、総排水量(あるいは水 境負荷及びその原因となる活動を特定するこ エック内容 使用量)、化学物質使用量(化学 と。環境負荷のうち、以下の項目を把握する ※優良産廃審査について 物質を取り扱う事業者) を明記し こと。 は、以下の内容を確認 ア. 二酸化炭素排出量 ア. 二酸化炭素排出量 た。 イ. 受託した産業廃棄 「2. 環境マネジメントシステム イ. 受託した産業廃棄物の処理量 の要求事項」 ウ. 廃棄物排出量 物の処理量 ②環境負荷と環境への取組状況の 工. 水使用量 ウ. 廃棄物排出量 才. 化学物質使用量 工. 水使用量 把握及び評価 対象範囲における事業活動に伴う 才. 化学物質使用量 環境負荷を把握し、環境に大きな 影響を与えている環境負荷及びそ 上記に関連する企業作成 の原因となる活動を特定するこ 資料 ے ح 環境負荷のうち、以下の項目を把 握すること。 •二酸化炭素排出量 ・受託した産業廃棄物の処理量 • 廃棄物排出量 • 水使用量 化学物質使用量 事業活動における環境への取組状 況を把握すること。把握項目に は、自社が提供する製品・サービ スなどを含む。

次の規程により、必ず把握する項 目として、二酸化炭素排出量、受 託した産業廃棄物の処理量、廃棄 物排出量、総排水量(あるいは水 使用量)、化学物質使用量(化学 物質を取り扱う事業者)及び中期 目標、従業員への周知を明記し

④環境経営目標及び環境経営計画 の策定

環境経営方針、環境負荷及び環境 への取組状況の把握及び評価、環 6.2.1 環境目標

環境目標は、可能な限り数値化し、以下の事 項に関する目標を設定すること。

- ア. 二酸化炭素排出量の削減
- イ. 廃棄物排出量の削減
- ウ. 水使用量の削減
- エ. 化学物質使用量の削減
- オ. 受託した産業廃棄物の収集運搬・処分に おける環境配慮に関する項目

環境目標は、単年度の目標、及び単年度の 目標と連動した3~5年程度を目途とした中 期の目標を策定すること。環境目標と取組の

「6.2.1 環境目標」のチ エック内容

※優良産廃審査について は、以下の内容を確認す ること

- ア. 二酸化炭素排出量の 削減
- イ. 廃棄物排出量の削減
- ウ. 水使用量の削減
- エ. 化学物質使用量の削
- オ. 受託した産業廃棄物

境関連法規などの取りまとめを踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定すること。 環境経営目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定すること。

- ・二酸化炭素排出量の削減
- ・廃棄物排出量の削減
- ・ 水使用量の削減
- ・化学物質使用量の削減
- ・受託した産業廃棄物の収集運 搬・処分における環境配慮に関す る項目

計画は、関係する従業員に周知すること。

6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計 画策定

環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定めること。

環境経営目標と環境経営計画は、関係する 従業員に周知すること。

環境マネジメントシステムの取組を実施するために環境経営計画を作成し、適切に管理すること。

注記:下記の用語は同様のことを意味する。

- ・環境経営目標と環境目標
- ・環境経営計画と環境目標(環境目標を達成するための取組みの計画策定)
- ・具体的な手段と実施事項
- ・日程と達成期限

の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目 環境目標は、単年度の目標、及び単年度の目標と 連動した3~5年程度を 目途とした中期の目標を 策定すること。環境目標 と取組の計画は、関係する る従業員に周知するこ と。

「6.2.2 環境目標を達成 するための取組の計画策 定」のチェック内容

※優良産廃審査について は、以下の内容を確認す ること

- ・責任者を定めているか
- ・従業員に周知されているか

「環境目標/実施計画一覧表」等

次の規程により、外部コミュニケーションとして、環境報告書等の 作成を明記した。

⑦環境コミュニケーション 環境マネジメントシステムに関す る組織内外とのコミュニケーショ ンを行うこと。

本規程Ⅱの第3項に規定する記載 事項の要件を満たす環境報告書等 を年次で作成し、公表すること。 7.4.3 外部コミュニケーション 組織は、下記の要件を満たす環境報告書等を年 次で作成し、公表すること。

## (1) 適用範囲

## ①組織の概要

□事業所名、所在地、事業の概要、事業規模、 法人設立年月日、資本金、売上高、組織図 □産業廃棄物処理業に関する以下の項目 ア. 許可の内容:許可番号、許可年月日、許可 の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲(事 業の区分と廃棄物の種類)

イ. 施設等の状況

- ・収集運搬業者:運搬車両の種類と台数、積替 保管施設がある場合はその面積と保管上限量
- ・処分業者: 処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力(規模)、処理方式、処理工程図、最終処分場の種類、埋立面積、埋立容量及び残容量

ウ. 処理実績(受託した産業廃棄物の処理量【収 集運搬量、中間処理量、最終処分量】)

②みちのく EMS 登録内容

- ア. 認証年月日
- イ. 認証登録番号
- ウ. 有効期間

「7.4.3 外部コミュニケ ーション」のチェック内 容

※優良産廃審査の場合 は、環境報告書は要件を 満たしているか

「環境報告書」

## エ. 登録節囲(サイト) ③環境報告書の対象期間及び発行日 (2) 環境方針 (3)環境目標 (4) 実施計画 (5)計画に基づき実施した取組内容(実施体 制含する (6) 環境目標及び実施計画の実績、取組結果 とその評価、並びに次年度の環境目標及び実施 計画(実績には二酸化炭素排出量の総量を含 む。環境目標を原単位で策定している場合は、 総量または計算根拠を記載する。) (7)環境関連法規等の順守状況の確認及び評 価の結果並びに違反、訴訟等の有無 (8) 内部監査・外部審査の報告 (9) 最高責任者による評価と見直し 次の規程により、手順書の作成を 8.1 運用の計画及び管理 「8.1 運用の計画及び 環境経営方針、環境経営目標を達成するた 管理」のチェック内容 明記した。 ⑧環境経営方針、目標、計画達成 め、必要に応じて手順書を作成し、運用する ※優良産廃審査の場合 こと。 のための取組実施 は、必要に応じて手順書 環境経営方針、環境経営目標を達 及び運用を確認する 成するため、必要に応じて手順書 企業作成の手順書 を作成し、運用すること。 次の規程により、予防処置を明記 10.2 不適合及び是正処置 「10.2 不適合及び是正 組織は、環境活動に対して問題事項の発生が した。 処置」のチェック内容 ⑩取組状況の確認・評価並びに問 予想される場合、影響度を考慮して予防処置 ※優良産廃審査の場合 題の是正及び予防 を実施する手順を定める。特に環境への影響 は、予防処置及手順書の 環境マネジメントシステムに関す が著しい場合、必ず予防処置を考慮するこ 見直し等について確認す と。予防処置を行った場合は、必要に応じ手 る以下の項目の確認・評価を適切 る な頻度で実施すること。 順書等の見直しを行う。 ・環境経営目標の達成状況 注記:再発又は他のところで発生しないように ・環境経営計画の実施状況 するため、不適合をレビューして原因を明確に ・環境関連法規などの遵守状況 し、類似の不適合の有無、発生する可能性を明 ・重要度の高い環境負荷の状況及 確にすることを予防処置として活用できる。 び取組の実施状況 問題がある場合は是正処置を行 い、問題の発生が予想される場合 は、必要に応じて予防処置を実施 すること。 規模が比較的大きな組織(概ね従 業員が100人以上)の場合は、内 部監査を実施すること。 次の規程により、関連文書を明記 7.5.1 一般 「7.5.1 一般」のチェ 環境マネジメントシステムの取組を実施す ック内容 した。 ①関連文書類の作成整理 るために、以下の15種類の文書類(紙又は電 ※優良産廃審査の場合 環境マネジメントシステムの取組 子媒体など)、及び組織が必要と判断した文書 は、附属書に記載の文書 を実施するために、以下の15種類 類を作成し、適切に管理すること。 類を作成・管理している

エコアクシ みちのく環境管理規 頃番

号

ョン 21 の 格 (第3版) の用語

の文書類(紙又は電子媒体な

ど)、及び組織が必要と判断した

文書類を作成し、	適切に管理する
こと。	
• 環境経営方針	

- ・環境への負荷の自己チェックの 結果
- ・環境関連法規などの取りまとめ (一覧表など)
- •環境経営目標
- 環境経営計画
- ・実施体制(組織図に役割などを 記したものでも可)
- ・外部からの苦情などの受付状況 及び対応結果
- 事故及び緊急事態の想定結果及 びその対応策
- ・環境上の緊急事態の対応に関す る試行及び訓練の結果
- ・環境経営目標の達成状況及び環 境経営計画の実施状況, 及びその 評価結果
- ・環境関連法規などの遵守状況の 結果
- ・問題点の是正処置及び予防処置 の結果
- ・代表者による全体の取組状況の 評価と見直し・指示の結果
- 環境報告書

Т			ı	
ļ	用語	(要求事項)		
	• 環境経営	環境方針	5. 2	
	方針			
	・環境への	組織は、次に関する	6. 1. 2	
	負荷の自己	文書化した情報を維		
	チェックの	持しなければならな		
	結果	٧١ <sub>°</sub>		
		-環境側面及びそれ		
		に伴う環境影響		
		-著しい環境側面を		
		決定するために用い		
		た基準		
		-著しい環境側面		
	・環境関連	順守義務に関連する	6. 1. 3	
	法規などの	文書化した情報を維		
	取りまとめ	持しなければならな		
	(一覧表な	V		
	ど)			
ľ	• 環境経営	組織は、環境目標に	6. 2. 1	
	目標	関連する文書化した		
l		情報を維持しなけれ		
l		ばならない		
Ī	• 環境経営	追加要求	6. 2. 2	
	計画			
ľ	・実施体制	追加要求	5. 3	
l	(組織図に			
l	役割などを			
	記したもの			
	でも可)			
ľ	<ul><li>外部から</li></ul>	必要に応じて、コミ	7. 4. 1	
	の苦情など	ュニケーションの証		
	の受付状況	拠として、文書化し		
	及び対応結	た情報を保持する		
	果			
ľ	・事故及び	プロセスが計画通り	8. 2	
	緊急事態の	に実施されるという		
	想定結果及	確信を持つために必		
l	びその対応	要な程度の、文書化		
	策	した情報を維持しな		
l		ければならない		
ŀ	・環境上の	力量の証拠又は情報	7. 2	
	緊急事態の	を保持しなければな		
	対応に関す	らない		
١	る試行及び			
	訓練の結果			
ŀ	• 環境目標	監視、測定、分析及び	9. 1. 1	
	の達成状況	評価の結果の証拠と		
	及び環境経	して、適切な文書化		
	営計画の実	した情報を保持しな		
	ロロログス	010111 TK C 10111 014		

	施状況,及	ければならない		
	びその評価			
	結果			
	・環境関連	順守評価の結果の証	9. 1. 2	
	法規などの	拠として、文書化し		
	遵守状況の	た情報を保持しなけ		
	結果	ればならない		
	・問題点の	是正処置の証拠とし	10.2	
	是正処置及	て、文書化した情報		
	び予防処置	を保持しなければな		
	の結果	らない		
	・代表者に	マネジメントレビュ	9. 3	
	よる全体の	ーの結果の証拠とし		
	取組状況の	て、文書化した情報		
	評価と見直	を保持しなければな		
	し・指示の	らない		
	結果			
	• 環境報告	必要に応じて、コミ	7. 4. 1	
	書	ュニケーションの証		
		拠として、文書化し		
		た情報を保持する		
次の規程により、代表者による全	9.3 マネジァ	ソントレビュー		「9.3 マネジメントレ
体の評価と見直し及び指示におい	代表者は、定	期的に環境マネジメン	ビュー」のチェック内容	
て、環境経営方針、実施体制の項	ムに基づく環	境経営全体の取組状況	※優良産廃審査の場合	
目を明記した。	効果を評価し	、以下の項目を含む総	は、以下見直し・指示内	
	直しを実施す	るとともに、必要な指	容を確認する	
	こと。		・環境経営目標及び環境	
	・環境経営方	針	経営計画	
	・環境経営目	標及び環境経営計画	• 実施体制	
	• 実施体制			

注記:環境経営目標及び環境経営計画は、必要な場合には、環境目標が達成されていない場合の処置として対応される。また、実施体制は、資源を含む、みちのくEMSの変更の必要

性に関する決定に含まれる。